

No.973 (2017. 8.24)

## G20 各国の憲法概観

はじめに	X I 日本
I イギリス	X II 韓国
II アメリカ	X III オーストラリア
III フランス	X IV ロシア
IV メキシコ	X V 中国
V ブラジル	X VI 南アフリカ
VI ドイツ	X VII インドネシア
VII アルゼンチン	X VIII インド
VIII イタリア	X IX サウジアラビア
IX カナダ	おわりに
X トルコ	

- G20 は先進国に加えて新興経済国と欧州連合から構成され、国内総生産、貿易額、人口、面積などの面で世界の大きな部分を占める。本稿では欧州連合を除く G20 各国の憲法史と現行憲法の特徴をまとめ、G20 各国の憲法を概観する。
- G20 各国の憲法には、権力を制限して人権を保障する近代西洋の憲法思想の影響が広く見られる。憲法という名の法典がある国が多いが、イギリスのように単一の憲法典を持たない国もある。
- 社会主義、宗教、植民地、軍といった要素が憲法に影響を与えている国も多い。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

憲法課 井田 <sup>いだ</sup> <sup>あつひこ</sup> 敦彦

第 9 7 3 号

## はじめに

G20 (Group of Twenty) は先進国に加えて新興経済国と欧州連合 (EU) から構成され、国内総生産、貿易額、人口、面積などの面で世界の大きな部分を占める。各国の地域別内訳は、東アジアが 3 (日本、韓国、中国)、東南アジアが 1 (インドネシア)、南アジアが 1 (インド)、オセアニアが 1 (オーストラリア)、北米が 2 (アメリカ、カナダ)、中南米が 3 (メキシコ、ブラジル、アルゼンチン)、欧州が 5 (イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、ロシア)、中東が 2 (トルコ、サウジアラビア)、アフリカが 1 (南アフリカ) である。いわゆる欧米先進国以外の国も含まれ、国の成り立ちや政治制度の在り方は多様である。

一般に憲法とは、広義には政治権力の基本的な在り方を定めている法規範であり、狭義には政治権力の専制的な行使を阻止して自由や権利を保障する近代西洋の憲法思想に基づく国家の基本法である。本稿では G20 各国の憲法を概観するが、欧州連合は国家ではないため除外する。ただし、欧州連合にもその基本的な在り方を定めた条約があり、発効には至らなかったものの、21 世紀の初めには欧州憲法条約という名の条約の締結が試みられたこともある。

本稿末尾 (11 ページ) の表は、G20 各国の憲法制定年と主な政治制度を比較したものである。憲法制定年は特定が難しい国も多いが、憲法制定には先行憲法の影響が見られるため、以下、この年順で各国の憲法を概観する。なお、憲法が定める主な政治制度の横断的な比較は末尾の表に委ねることとし、本文では各国憲法の成り立ちや特徴の紹介に主眼を置いた。このため、国ごとに取り上げる項目や記述の密度が異なることがある。

## I イギリス

**不文憲法** イギリスには憲法典はない。イギリスの憲法は、憲法的な内容を有すると解される中世以来の個々の法律 (あるいはその一部)、判例、慣行などの総体として存在する。つまり、マグナ・カルタ (1297 年)、権利請願 (1628 年)、権利章典 (1689 年)、議会法 (1911 年)、欧州共同体法 (1972 年)、人権法 (1998 年)、スコットランド法 (1998 年)、憲法改革法 (2005 年) などの成文法のほか、判例法、憲法習律 (憲法慣行) などが憲法を構成する。

**議会主権** 憲法を構成する法律も通常の立法手続によって改正され、裁判所による法律の違憲審査もない。このため議会主権と言われるが、実際には憲法が改正されやすいわけではなく、基本的な部分は数百年来さほど変わっていないとされてきた。とはいえ近年は、欧州連合などとの関係やスコットランドなどへの権限委譲との関係で、議会主権を中心とする憲法の在り方に変化も見られる。議院内閣制の母国であり、議会の多数派が内閣を組織する。

**漸進的發展** イギリスの憲法は、中世以来の王権がその権力を徐々に議会に譲ってきた歴史の中で育まれた。イギリスでは 17 世紀に、アメリカやフランスより 1 世紀早い市民革命を経て議会主権が確立し、権利章典が制定されたが、そこでの権利はイギリス人の古来の権利であり、後のフランス人権宣言 (1789 年) にいう人間としての権利ではなかった。イギリスの権利章典や議会主権が後の人権宣言や国民主権の萌芽とされることもあるが、イギリスでは個々の立法や古来の法の解釈が必要に応じて積み重ねられてきたにすぎない。イギリスの憲法は理念的な制度を構築するというよりは、実践の積み重ねが徐々に制度化されるという形で発展してきた。

## II アメリカ

**建国** 世界各国の現行憲法典の中で最古のものは、1788 年成立のアメリカ合衆国憲法である。近代西洋の憲法思想の法典化はアメリカで始まった。伝統的な王権のない新大陸で新しい政治制度が作られ、世界各国に影響を与えることになった。その主な仕組みは、連邦制による連邦と州の権限の分担、州を代表する上院と国民を代表する下院の二院制の議会、議会・大統領・裁判所の権力分立（議員と閣僚の兼職禁止などの厳格な三権分立）、裁判所の違憲審査である。

**修正条項** 成立時、アメリカ合衆国憲法は主に連邦の組織と権限を定めた文書で、人権条項はほとんどなかった。1791 年の最初の憲法改正で、信教、言論、出版、集会の自由、武器の保有権などの権利章典と呼ばれる人権条項が付け加えられた（修正第 1～10 条）。憲法改正は元の条文を変えることなく、末尾に新条項を付け加える増補方式で行われる。今日までに 27 の条項が付け加えられた。著名なものとして、奴隷制の廃止（修正第 13 条（1865 年））、禁酒法とその廃止（修正第 18 条（1919 年）と修正第 21 条（1933 年））、女性の参政権獲得（修正第 19 条（1920 年））、選挙権年齢の 18 歳への引下げ（修正第 26 条（1971 年））などがある。

**違憲審査** アメリカでは裁判所の違憲審査（司法審査）が大きな役割を果たしてきた。憲法に明文の根拠規定はないが、マーベリー対マディソン事件判決（1803 年）で裁判所の違憲審査権が確立したとされる。著名な判決として、公立校での白人と黒人の別学を違憲としたブラウン対教育委員会事件判決（1954 年）、女性の妊娠中絶権を認めたロー対ウェイド事件判決（1973 年）、銃規制を違憲としたコロンビア特別区対ヘラー事件判決（2008 年）などがある。

## III フランス

**多数の憲法** 1789 年に始まったフランス革命以降、フランスの政治体制は、王政→第 1 共和政→第 1 帝政→王政→第 2 共和政→第 2 帝政→第 3 共和政→第 4 共和政→第 5 共和政（1958 年～現在）と変遷してきた。最初の憲法である 1791 年憲法から、アルジェリア戦争による国家的な危機の中で成立した現行の 1958 年憲法に至るまで、制定された憲法の数 15 を超える。

**人権宣言** 1958 年憲法は主に統治機構について定め、人権条項はほとんどない。しかし、この憲法は前文で、人権宣言（1789 年）、1946 年憲法前文、環境憲章（2004 年）に定められた権利の尊重をうたい、主に施行前の法律などの憲法適合性を審査する憲法院は、これらを憲法上の根拠として用いている。中でも人権宣言は、アメリカ独立宣言（1776 年）やこれに先立ち人間としての権利を規定したバージニア権利章典（1776 年）などの影響下に作成され、人権、国民主権、権力分立といった近代西洋の憲法思想の基本理念を定め、世界各国に影響を与えた。

**統治機構** 1958 年憲法では、大統領が首相を任命し、首相が指揮する政府の存立が議会の信任に依存する半大統領制（大統領制と議院内閣制の中間的な形態）がとられている。議会は地域を代表する上院（下院・地方議員らによる間接選挙で選出）と国民を代表する下院から成る。憲法改正や法律案に関する直接民主制的な国民投票制度がある。この憲法は 24 回改正されている。主な改正として、大統領の直接選挙（従来は両議院・地方議員らによる間接選挙。1962 年）、大統領の 3 選禁止（2008 年）、憲法院の違憲審査における事後審査の導入（従来は法律などの施行前の事前審査のみ。2008 年）などがある。共和政の変更は認められていない。

## IV メキシコ

**3つの憲法** メキシコ政治史の画期となった事件を3つ挙げると、19世紀初めのスペインからの独立、19世紀半ばの保守派と自由主義派の内戦、20世紀初めのメキシコ革命となる。これらに対応して3つの代表的な憲法がある。独立戦争後の1824年憲法、内戦期の自由主義的な1857年憲法、内戦後の独裁政権を倒したメキシコ革命時の1917年憲法である。最後の1917年憲法は、アメリカ合衆国憲法を範としつつ革命の理念を具体化したもので、これが現行のメキシコ合衆国憲法である。革命後、20世紀には制度的革命党が長期政権を維持し、軍政の経験はない。

**特徴** 議会は州・首都地域を代表する上院（ただし、議席の4分の1は全国区で選出）と国民を代表する下院から成り、多選制限の規定がある（上院は任期6年で3選禁止、下院は任期3年で5選禁止）。大統領は直接選挙で選出され、任期6年で再選は禁止されている。裁判所は、公権力による権利侵害に対する保護請求の訴え、いずれかの議院における議員の33%の同意で法律の憲法適合性を審査する違憲の訴えなどの規定により違憲審査を行う。中央優位とされる連邦制をとる（議会の権限・各議院の専属的権限・大統領の権限が詳細に列挙され、残りが州の権限）。土地と水の所有権や、社会・労働権に関する詳細な規定がある。

**改正** メキシコ合衆国憲法は細部にわたる長大な条文や政治的目標を定めた条文が多く、改正は231回に及ぶ。15回以上改正された条を挙げると、議会の権限が78回、社会・労働権が27回、土地と水の所有権が20回、大統領の権限が18回、保護請求の訴えが17回、各議院の専属的権限が17回と15回、会計検査が15回、州の行政組織が15回改正されている。

## V ブラジル

**8つの憲法** ブラジルでは、19世紀初めのポルトガルからの独立後、憲法が8回制定された。帝政期の1824年憲法、共和政に移行した1891年憲法、中央集権的で社会民主主義的な1934年憲法、大統領に権力を集中させた1937年憲法、権力分立と民主化を図った1946年憲法、軍事政権による1967年憲法と1969年憲法、民政移管後の1988年憲法である。

**特徴** 現行のブラジル連邦共和国憲法（1988年）は軍政からの転換を進め、従来の大統領制は維持しつつその権限を縮小し、議会の権限を強化した。議会は州・首都地域を代表する上院と国民を代表する下院の二院制で、下院には議員の3分の2の同意による大統領弾劾権がある。大統領は直接選挙で選出され、緊急事態には法律の効力を有する暫定措置をとることができるが、その態様と要件は限定されている。最高裁判所は憲法を擁護する主たる責務を負うとされ、具体的な事件を前提に、あるいは前提とせずに違憲審査を行う（後者の提訴権者は、大統領、各議院、州知事など）。直接民主制的な制度として、立法・行政行為の前ないし後に行われる国民投票、法律の国民発案などがある。人権条項は、自由権などについては78項目、労働者の権利については34項目に及ぶ規定を置く。これらを含む基本的権利と保障の編とは別に、社会保障、環境などについて詳細に定めた社会秩序と題する編がある。

**改正** ブラジル連邦共和国憲法は96回改正されている。主な改正は、大統領の再選の容認（1997年）、緊急事態における大統領の暫定措置への制限強化（2001年）などで、経済や金融などに関する細則的な改正も多い。権力分立、人権保障などに反する改正は認められていない。

## VI ドイツ

**基本法** 19世紀半ば以降のドイツ統一に向かう流れの中で憲法制定の動きが起こり、統一時のドイツ帝国憲法（1871年）、第1次世界大戦後の民主的なワイマール憲法（1919年）、ナチスへの授権法（1933年）によるこの憲法の死文化を経て、第2次世界大戦後に東西に分断された西ドイツで、現行のドイツ連邦共和国基本法（1949年）が制定された。同法は将来の東西統一を見据えて暫定的な性格の基本法とされたが、東西統一後も実質的な憲法となっている。

**特徴** 国が保障する基本権条項を冒頭に置き、第1条で人間の尊厳の不可侵を掲げる。反民主的勢力に対する基本権の喪失宣告、違憲政党の決定などの規定がある（いわゆる戦う民主制）。連邦制の下、上院は州政府構成員（州首相など）が議員となる。議院内閣制をとるが、首相に対する不信任は後任首相の選出を条件とし（建設的不信任）、一定の場合に生ずる首相の解散権は後任首相の選出により消滅する。下院議員と州の代表による間接選挙で選出され主に儀礼的な役割を担う大統領がおり、広範な違憲審査を行う憲法裁判所がある（具体的な事件の適用法令を審査する具体的規範統制、具体的な事件を前提としない抽象的規範統制、公権力による基本権侵害に対する憲法訴願など）。直接民主制的な制度には否定的で、国民投票制度はない。

**改正** ドイツ連邦共和国基本法は62回改正されている。主な改正は、再軍備（1954年、1956年）、武力攻撃などの緊急事態への対応（1968年）、東西統一（1990年、1994年）、欧州連合条約の批准（1992年）に伴うものだが、連邦と州の権限調整が頻繁に行われ、技術的な改正も多い。人間の尊厳の不可侵、国民主権、権力分立などに抵触する改正は認められていない。

## VII アルゼンチン

**軍政からの転換** 19世紀初めのスペインとの独立戦争、大都市ブエノスアイレスと地方諸州の内戦を経て、地方諸州により1853年に憲法が制定され、ブエノスアイレスも最初の憲法改正後にこれを受け入れた。これが現行のアルゼンチン国憲法である。改正は5回とされるが（1860年、1866年、1898年、1957年、1994年）、ほかにも、労働者大衆を支持基盤とするフアン・ドミンゴ・ペロン大統領が1949年に行った改正が、軍のクーデターによって1956年に効力を取り消されるなどの変遷があった。20世紀の後半には、ペロン大統領の流れをくむペロン派と保守派・軍が対立し、軍の政治介入が続いた。軍政下では憲法の最高法規性は制限されたが、フォークランド紛争でイギリスに敗れると軍の権威は低下し、1983年に民政移管が行われた。

**新しい権利と保障** 1994年の憲法改正では従来の人権条項に加え、新しい権利と保障と題する章が追加された。この章には、制度的秩序と民主主義に敵対する勢力への市民の抵抗権、参政権の保障と男女の実質的な機会均等、民主主義の基礎的制度としての政党、法律の国民発案、環境権、消費者の権利、公権力による権利侵害に対する保護請求の訴えなどの規定がある。

**特徴** 議会は2年ごとに改選があり、州・首都地域を代表する任期6年の上院は3分の1が、国民を代表する任期4年の下院は半数が改選される。直接選挙で選出される大統領は、通常の立法手続が行えない場合に緊急政令を定めることができるなどの強力な権限を持ち、任期4年で3選が禁止されている。裁判所は具体的な事件を前提に違憲審査を行う。このほか、政府はカトリックの信仰を支持するという規定や、政府は欧州人の移民を奨励するという規定がある。

## VIII イタリア

**王政から共和政へ** フランスの影響を受けて制定されたサルデーニャ王国憲法（1848年）が、同国による1861年のイタリア統一に伴い、イタリア王国憲法になった。この憲法はファシスト独裁下で死文化しつつも命脈を保ったが、第2次世界大戦後に王政から共和政への転換が国民投票で決定され、現行のイタリア共和国憲法（1947年）が制定された。

**キリスト教と社会主義** 憲法の制定は、キリスト教民主党、社会党、共産党の三大政党が主導した。このため、イタリア共和国憲法にはキリスト教（カトリック教会）と社会主義の影響が見られる。具体的には、個人に加えて家族や教会などの中間団体を重視し、社会連帯の義務を定める。一方で、イタリアは労働に基礎を置く民主的な共和国であると規定して、実質的平等を妨げる経済的・社会的な障害の除去を国の責務とし、多くの社会権規定を置いている。

**特徴** 戦後、三大政党の力関係が固定化する状況が続いたが、冷戦が終わると汚職事件などを契機に政治改革が行われ、憲法改正の動きも活発化した。主な改正として地方分権改革（2001年）があるが、この憲法の特徴である対等な二院制の改正には至っていない（改正案が両議院で可決されたが国民投票で2度否決（2006年、2016年））。両議院とも議員は直接選挙で選出され（ただし、上院に元大統領と若干の任命制議員）、下院の優越の制度はなく両議院に解散制度がある。首相が指揮する政府も両議院の信任を受ける必要があり、独裁が生じにくい一方で、政権が不安定化する一因となっている。また、両議院の議員と州の代表による間接選挙で選出される大統領がおり、主に具体的な事件の適用法令の違憲審査を行う憲法裁判所がある。

## IX カナダ

**英領カナダ** 19世紀の半ば、カナダの地にあったイギリス植民地は、イギリスが制定した英領北アメリカ法（1867年）によりカナダ自治領を形成した。同法はカナダの連邦と州の政治制度を定め、憲法として機能してきた。カナダはイギリスが制定したウェストミンスター法（1931年）により立法や外交上の独立を認められて事実上の国家となり、イギリスが制定したカナダ法（1982年）により法的にも完全な憲法改正権を獲得した。同法の中で、人権条項などを含む1982年憲法法（形式は法律、実質的には憲法）が定められ、この憲法法により英領北アメリカ法は1867年憲法法に改名された。カナダの憲法はこれらの憲法法を中心に構成されている。

**1867年憲法法** イギリスの憲法と同じ原理の憲法を持つという文言が前文にある。この憲法法が定めるイギリスと同じ国王、その代理人である総督の下、不文の憲法習律により議院内閣制をとる。一方で、イギリスとは異なる特徴として、連邦制と裁判所の違憲審査がある。連邦制は憲法法の文言上は連邦優位、運用上は州優位ないし両者対等とされる。上院議員には州の代表として政界経験者らが任命される。裁判所の違憲審査は具体的な事件を前提に行われるが、政府が法律の憲法適合性などについて裁判所に勧告的意見を求める独特の照会制度がある。

**1982年憲法法** 社会権の規定や経済的自由を保障する規定がなく、連邦や州による社会経済的な立法の余地が大きい。人権条項の法律への適用を連邦や州の議会が排除できる規定がある。この規定は、適用例はほとんどないが、議会の立法に対する裁判所の憲法判断を最終的なものとしなないという意味で、議会と裁判所の対話を促す根拠とされることもある（対話的違憲審査）。

## X トルコ

**トルコ革命** イスラム世界の盟主であり欧州の脅威であったオスマン帝国は徐々に衰退し、1876年に憲法を制定するなどして近代化を図ったが、第1次世界大戦で敗北し、戦勝国による国土分割の危機に陥った。これに対するトルコ人の抵抗運動からトルコ革命が起こり、1923年にトルコ共和国が建国され、翌年にトルコ共和国憲法が制定された。この革命はオスマン帝国の軍人出身でトルコ共和国の初代大統領となるムスタファ・ケマル・アタテュルクが指導した。

**世俗主義** アタテュルクは政教分離と世俗主義によりイスラム教国からの転換を図り、西洋化による近代化を進めた。世俗主義は1937年の憲法改正で明文化され、その後制定された1961年憲法と1982年憲法に受け継がれた。これらの憲法は建国時の祖国解放軍の流れをくむ軍のクーデターによって制定されたもので、現行の1982年憲法はアタテュルクの民族主義と世俗主義を共和国の性質として掲げ、この性質は改正できないと定めている。世俗主義をめぐるのは、公的な場での女性のスカーフ着用の是非に代表される世俗派とイスラム派の対立がある。イスラム派政党の主導で2017年に憲法改正が行われたが、憲法裁判所などの裁判所に中立性を求める文言が追加されたことを除き、一般原則や権利義務の条項に大きな改正はない。

**2017年の憲法改正** 首相職が廃止され大統領制への転換が行われる。大統領は閣僚を任命し、議会（一院制）の立法を補充する大統領令を制定できる。大統領選挙は5年ごとに、議会選挙と同時に行われる。大統領は議会を解散でき、その場合は自らも失職して再選挙が行われる。これらの改正は一部を除き、2019年に予定されている次期議会・大統領選挙後に施行される。

## XI 日本

**憲法史** 日本では欧米列強の進出を受けて19世紀後半に近代国家の形成が図られ、近代西洋の憲法思想を導入しつつ、天皇による統治を基本原理とする大日本帝国憲法（1889年）が制定された。第2次世界大戦後、アメリカなどの占領下で現行の日本国憲法（1946年）が制定され、主権が国民にあることが定められた。占領が終わると憲法改正論が高まり、内閣に憲法調査会が置かれたが（1956～1965年）、憲法が改正されることはなかった。1990年代に入ると、自衛隊の海外派遣と憲法の戦争放棄条項との関係などが問題となり、2000年に両議院に憲法調査会が置かれた。2007年には国民投票などの憲法改正手続を定めた法律が成立し、従来の憲法調査会に代えて両議院に憲法審査会が置かれた。憲法審査会は調査に加え憲法改正原案などの審査も行うとされ、憲法の各論点の検討や学識者からの意見聴取などを行ってきた。

**特徴** 日本国憲法の特徴は、国民主権と象徴としての天皇、平和主義と戦争放棄条項、個人の尊厳とそれに基づく基本的人権の尊重、いずれも全国民を代表する衆議院と参議院の二院制、内閣不信任の場合に限らず内閣に衆議院の解散権があると解される議院内閣制、具体的な事件を前提に行われる裁判所の違憲審査、連邦制の州と異なり主権は持たないが地方自治の本旨に基づいて組織・運営される地方公共団体などである。

**改正** 日本国憲法は1回も改正されていない。条文の数や文言が少なく抽象度が高いとされ、政治制度の改革は憲法ではなく法律の改正によって行われてきた。また、政府や裁判所などによる憲法解釈の果たす役割が大きい。

## X II 韓国

**南北分断** 大韓帝国時代に大韓国国制（1899年）が制定されたが、1910年から日本の統治下に置かれた。第2次世界大戦後には南北に分断され、それぞれアメリカとソビエト連邦の占領下に置かれた。南北でそれぞれ憲法が制定され、南側では大韓民国憲法（1948年）が制定された。この憲法は9回改正されているが、そのうち5回は次のように政治制度の大幅な変更を伴った。

**軍政と民主化** 1960年には大統領独裁に反対する民主化運動により、大統領制から議院内閣制への変更が行われた。1962年には軍のクーデターにより、再び大統領制が敷かれた。1972年には大統領の再任が無制限とされた。1980年には前年の大統領暗殺とその後の民主化運動、軍による鎮圧を経て、大統領は再任不可とされた。1987年には次期大統領候補による民主化宣言を経て、大統領は直接選挙で選出するとされた。これらの改正は実質的には新憲法の制定であり、1948年当初の憲法を含め第1～6共和国憲法とも称される。

**特徴** 現行の1987年憲法の特徴は依然として強力な大統領制にある。国務総理は行政各部を統轄し、議会（一院制）による解任建議の対象となるが、政府の首班である大統領の補佐機関にすぎない。ただし、大統領は5年の任期後の再任は認められず、違法行為により議会で弾劾訴追されることがある。憲法裁判所は大統領らの弾劾審判のほか、具体的な事件の適用法律の違憲審査、公権力による権利侵害に対する憲法訴訟の審判などを行う。軍政下の抑圧の経験を踏まえ刑事手続に関する詳細な規定を置くなど、充実した人権条項を有する。南北統一のための平和的政策の推進が定められ、国家安全保障や秩序維持を理由とする権利制限の規定がある。

## X III オーストラリア

**英領オーストラリア** 19世紀後半、オーストラリアの地にあったイギリス植民地は、フランス、ドイツなどの太平洋進出や植民地経済の発展などを背景に連邦形成の機運を高め、イギリスに立法を要請した。イギリスはオーストラリア連邦憲法法（1900年）を制定し、その中で現行のオーストラリア連邦憲法を定めた。オーストラリアはイギリスが制定したウェストミンスター法（1931年）により立法や外交上の独立を認められて事実上の国家となり、両国で制定されたオーストラリア法（1986年）により法的にも完全な憲法改正権を獲得した。

**特徴** 成文のオーストラリア連邦憲法が定めるイギリスと同じ国王、その代理人である総督の下、不文の憲法習律により議院内閣制をとる。成文憲法には一部を除き明文の人権条項がなく、明文にない権利の保障は、憲法判断を含む裁判所の判決や、条約の国内法化を通じて行われている。連邦制と二院制は成文憲法に規定がある。連邦が立法権限を持つ事項が列挙され、当該事項の立法権限は州にも競合的に認められるが、両者の法律が矛盾するときは連邦が優先すると定められている。州を代表する上院と国民を代表する下院は、課税法案の発議などの場合を除き同等の権限を有すると定められ、両議院不一致の場合の同時解散の規定がある。

**改正** オーストラリアでは44の憲法改正案が国民投票の対象になったが、可決されたのは8つにとどまる。主な改正は、連邦議会の立法権限への社会福祉事業の追加（1946年）、先住民に対する差別的な取扱いの廃止（1967年）、連邦を構成する6州に含まれない首都などの地域の有権者に対する憲法改正投票権の付与（1977年）などである。



## XIV ロシア

**ソ連** 帝政ロシアの反政府運動に対する政治的譲歩として憲法制定の動きが起こったが、革命により帝政は崩壊、1922年にソビエト連邦が成立した。その憲法は、権力分立ではなく労働者代表会議であるソビエトへの権力集中、人権ではなく社会主義に適合する形での権利、共産党の指導的役割などの特徴を有していた。社会主義経済の行き詰まりから始まった改革により、権力分立、人権、複数政党制などの要素が取り入れられ始め、1991年のソビエト連邦崩壊後、その構成国の一つだったロシアで現行のロシア連邦憲法（1993年）が制定された。

**大統領** この憲法は近代西洋の憲法思想を導入し、詳細な人権条項を有するが、大統領が憲法と人権の保証人とされている点に特徴がある。大統領は政府の首相を任命する一方で、自らも大統領府や安全保障会議を組織して広範な行政機能を担い、大統領令で議会の立法を補充し、国家機関相互の不一致の協議による解決を主導する。大統領は直接選挙で選出され3選は禁止されているが、任期は2008年の憲法改正で4年から6年に延長された。大統領の権力を抑制する制度として、議会による大統領弾劾手続や政府不信任の表明、憲法裁判所による大統領令の違憲審査などがある。議会は、連邦構成主体の議会・政府の代表が議員に選出・任命される上院（議席の10%の範囲内で大統領に直接任命枠）と国民を代表する下院から成る。

**連邦制** ロシアは民族や地域によって区分された80を超える共和国や州などから構成される連邦国家である。ウクライナから編入したクリミア共和国とセヴァストポリ市を連邦に加える憲法改正が2014年に行われたが、幅広い国際的な承認は得られていない。

## XV 中国

**社会主義** 清朝や1911年の辛亥革命により成立した中華民国で憲法制定の動きが見られたが、列強による半植民地化が進行するとともに軍閥が割拠し、日中戦争、国共内戦と戦乱が続いた。内戦に勝利した共産党は1949年に中華人民共和国を成立させ、それまでの中華民国は国民党とともに台湾に渡った。中華人民共和国憲法は4回制定されている（1954年、1975年、1978年、1982年）。現行の1982年憲法では、共産党の指導や社会主義という語とともに改革開放や社会主義的市場経済という語が用いられ、社会主義の憲法といってもその性格は複雑である。

**全人代と共産党** 1982年憲法は社会主義体制を変更できないものとし、体制選択に至った歴史的経緯を、孫文、毛沢東、鄧小平の個人名とともに前文に記載して正統性の根拠としている。人権については、中国の政治社会の一員であることによる公民の権利とし、公民にも憲法遵守や団結保持などの義務を課している。権力分立ではなく民主集中制を掲げ、主権者たる人民の代表である全国人民代表大会（全人代）に権力を集中させている（人民代表は共産党の指導に従う）。全人代は立法に加えて憲法改正も行い、国家主席を選出する。執行機関である国务院、裁判機関である人民法院は全人代に対して責任を負い、これと抑制均衡の関係にはない。

**改正** 1982年憲法は4回改正されている。主な改正は、中国が社会主義の初期段階にあることを踏まえ、経済発展を促すため市場化を容認するという鄧小平理論の前文への追加（1999年）、共産党が私営企業家を含む幅広い人民の利益などを代表するという思想（3つの代表思想）の前文への追加（2004年）、国は人権を尊重し保障するという規定の追加（2004年）などである。

## XVI 南アフリカ

**英領南アフリカ** 南アフリカの地には 17 世紀にオランダが植民を開始した。19 世紀になるとイギリスが勢力を強め、イギリスはオランダ系移民らの子孫であるアフリカーナー（ボーア人）との戦争に勝利して南アフリカ連邦憲法（1909 年）を制定し、南アフリカ連邦を成立させた。安価な黒人労働力の確保やアフリカーナーら白人貧困層の保護のため人種差別的政策が行われ、20 世紀半ば以降、アフリカーナーを支持基盤とする政権下でアパルトヘイトと称する人種差別制度が強化された。イギリスとその旧植民地から成る英連邦を離脱し（1994 年に復帰）共和政に移行した 1961 年憲法、白人・混血・インド系の三院制の議会が特徴的な 1983 年憲法などが制定されたが、内外の反発を受けてアパルトヘイトは廃止され、1993 年憲法の制定に至った。

**新憲法** 1993 年憲法は暫定憲法と呼ばれ、人種差別の禁止などの基本原則を示し、これを盛り込んだ新憲法の制定を義務付けるものだった。1994 年に同国初の黒人を含む全人種による選挙が行われ、制憲議会が組織されて現行の南アフリカ共和国憲法（1996 年）が制定された。

**特徴** 過去の分断の修復という文言を前文に掲げ、充実した人権条項を有する。議会は、州の代表（州首相など）が議員に任命される上院と国民を代表する下院から成る。大統領は下院で下院議員から選ばれ、閣僚は大統領が主に下院議員から選ぶ。大統領は、下院が大統領を除く内閣不信任を議決した場合には内閣を改造し、下院が大統領不信任を議決した場合には閣僚とともに辞職しなければならない。下院が新しい大統領を選出できないなどの場合には、下院は解散される。下院は議員の 3 分の 1 の同意で憲法裁判所に法律の違憲審査を請求できる。

## XVII インドネシア

**大統領** インドネシアは 17 世紀からオランダによる植民地支配を受け、第 2 次世界大戦では日本に占領された。日本の軍政下で独立に向けて憲法が作られ、1945 年の日本降伏直後に独立宣言と憲法の公布が行われた。その後、オランダとの独立戦争とその撤退後の国家形成の過程で、連邦制を採用した 1949 年憲法、連邦制を廃止した 1950 年憲法が制定されたが、短命内閣が相次ぎ、政情は安定しなかった。日本占領期から独立を主導し、初代の大統領となっていたスカルノは、1959 年に国家緊急権に基づき 1945 年憲法への復帰を宣言、1945 年憲法を再公布した。これが現行のインドネシア共和国憲法（1945 年）である。この憲法は本文 37 条と短く幅広い解釈の余地があり、大統領への権力集中と経済開発優先の政治運営を可能にした。

**改正** スカルノ、スハルトという 2 人の大統領の時代がアジア通貨危機を契機として 1998 年に終わると、4 回の憲法改正（1999 年、2000 年、2001 年、2002 年）により民主化が図られた。具体的には、大統領の権限の縮小（立法権から法案提出権への変更、3 選の禁止、議会の停止や解散ができないことの明記など）、大統領の直接選挙、議会の権限の拡大（立法への同意権から立法権への変更、大統領が法案を裁可しない場合の自動発効、大統領の罷免の提起など）、憲法裁判所の設置、軍と警察の機能の区別などである。また、詳細な人権条項が創設された。

**イスラム教** インドネシアは世界最大級のイスラム教徒（ムスリム）人口を擁するが、憲法はイスラム教には言及せず、国家は唯一神への信仰を基礎とし、万人にその宗教や信仰に従った礼拝の自由を保障するとのみ定めている。

## XVIII インド

**英領インド** イギリスは 19 世紀半ばにムガル帝国を滅亡させてインドの主要部分を直接統治下に置き、インド統治法と総称される一連の立法を行った。これがインドの政治制度の骨格となった。イギリスは民族運動の高まりを受けて、インド統治法（1935 年）でインドに形式的な自治を認め、インド独立法（1947 年）でインドとパキスタン（ヒन्दゥー教地域とイスラム教地域）の分離独立を認めた。インドでは現行のインド憲法（1949 年）が制定された。

**議会制と基本権** 独立から今日までほぼ一貫して議会制民主主義が行われ、軍政の経験はない。多言語・多民族国家であり連邦制をとるが、連邦と州の立法権の配分などは連邦優位とされる。議会は州・首都地域などを代表する上院（州議員らによる間接選挙で選出。若干の任命制議員）と国民を代表する下院から成る。下院では特定のカースト・部族のために一定数の議席が割り当てられている。大統領は両議院や州議会などの選挙された議員による間接選挙で選出され、首相を長とする大臣会議の助言に従わなければならない。大臣会議は下院に対し連帯して責任を負う。憲法が列挙する基本権の侵害は直接、最高裁判所などに訴えることができる。社会的に弱い立場にある当事者に代わって、社会活動団体などが基本権侵害を訴える公益訴訟という訴訟類型がある。基本権条項とは別に国家政策の指導原則と題する編があり、福祉増進、環境保護などの施策を国に義務付けているが、基本権侵害と異なり裁判に訴えることはできない。

**改正** インド憲法は全 395 条に及び、101 回改正されている。基本権を保障する裁判所と経済開発を優先する政府・議会が対立し、違憲判決を受けて憲法改正が行われることがある。

## XIX サウジアラビア

**サウード家** サウジアラビアはサウード家のアラビアを意味する。イスラム教の聖地メッカ・メディナのあるアラビア半島はオスマン帝国の勢力下にあったが、この地に割拠していた部族の 1 つであるサウード家が 20 世紀初めに近隣部族を平定、イギリスと協定して独立を達成し、サウジアラビア王国の建国のための勅令第 2716 号（1932 年）により国名をサウジアラビアとした。憲法的な内容を有する成文法として、統治基本法（1992 年）、諮問評議会法（1992 年）、地方行政法（1992 年）、閣僚評議会法（1993 年）などがある。

**イスラム法** 統治基本法は第 1 条で、サウジアラビアの宗教はイスラム教であり、その憲法はコーラン（クルアーン。イスラム教の聖典）とスンナ（預言者ムハンマドによる慣行）であると定めている。統治基本法、閣僚評議会法、諮問評議会法によれば、サウジアラビアは君主制をとり、国王は初代国王の男子とその子孫から選ばれる。国王は三権の最終的な源泉とされる。閣僚評議会は首相である国王を補佐し、コーランやスンナなどを法源とするイスラム法の下で法律などを制定する。裁判所の判決はイスラム法に基づいて行われる。国王が選んだ学識者ら 150 人から成る諮問評議会という機関があり、国王は政策についてその意見を聴く。

**人権** 統治基本法は家族がサウジ社会の根幹であるとし、家族の成員がイスラム教の教義の下で育つことを求めるとともに、社会の成員は互いに協力しなければならないとしている。権利義務の章は国家の権利義務の形で定められている条項が多く、国家はイスラム法に従い人権を保護しなければならないとし、社会保障、環境保護なども国家の義務としている。

## おわりに

G20 各国の憲法には、政治権力の専制的な行使を阻止して自由や権利を保障する近代西洋の憲法思想の影響が広く見られる。その法典化はアメリカとフランスで始まり、その後、多くの国が憲法典を持つに至った。憲法の母国とも言われるイギリスは単一の憲法典を持たないが、同国の植民地であったカナダ、オーストラリア、南アフリカ、インドなどの英連邦諸国を中心にイギリスの影響を受けている国は多い。

もっとも、近代西洋の憲法思想とは異なる原理の憲法を持つ国もある。20 世紀には社会主義国家が誕生し、権力分立や人権保障とは異なる原理が採用された。ロシアの憲法には近代西洋の憲法思想が導入されているが、大統領が憲法と人権の保証人とされているなどの特徴がある。中国は社会主義体制を変更できないものとしつつ、経済発展のために市場化を容認している。また、サウジアラビアはイスラム法に基づく憲法原理を採用している。一方、同じくイスラム教徒が多数を占めるトルコやインドネシアでは、憲法にはそうした原理は見られない。

憲法の制定は欧州や北米、中南米（メキシコ、ブラジル、アルゼンチン）では比較的早く、アジアでは遅かった。英米仏に遅れて近代国家を形成したドイツ、イタリア、日本では初めは君主による欽定憲法として憲法が制定された。トルコ、韓国、中国、ロシアにも同様の動きがあった。これらの国はいずれも政治体制の変遷を経験し、現行憲法の制定に至っている。また、南米やアジアには、近年まで軍が憲法の在り方に影響を与えてきた国がある。現在は民政移管が行われているが、政情が安定していない国もある。

表 G20 各国の憲法制定年と主な政治制度

	憲法制定年	現行憲法制定年	国家形態	議会	上院	政府 *	違憲審査 **
イギリス	(1215)	(1297~)	単一国家	二院制	任命、世襲	議院内閣制	—
アメリカ	1788	1788	連邦国家	二院制	直接選挙	大統領制	司法審査
フランス	1791	1958	単一国家	二院制	間接選挙	半大統領制	憲法審査
メキシコ	1824	1917	連邦国家	二院制	直接選挙	大統領制	司法審査
ブラジル	1824	1988	連邦国家	二院制	直接選挙	大統領制	司法審査
ドイツ	1848	1949	連邦国家	二院制	任命	議院内閣制	憲法審査
アルゼンチン	1853	1853	連邦国家	二院制	直接選挙	大統領制	司法審査
イタリア	1861	1947	単一国家	二院制	直接選挙等	議院内閣制	憲法審査
カナダ	1867	1867	連邦国家	二院制	任命	議院内閣制	司法審査
トルコ	1876	1982	単一国家	一院制	—	大統領制	憲法審査
日本	1889	1946	単一国家	二院制	直接選挙	議院内閣制	司法審査
韓国	1899	1987	単一国家	一院制	—	大統領制	憲法審査
オーストラリア	1900	1900	連邦国家	二院制	直接選挙	議院内閣制	司法審査
ロシア	1906	1993	連邦国家	二院制	任命等	半大統領制	憲法審査
中国	1908	1982	単一国家	一院制	—	—	—
南アフリカ	1909	1996	単一国家	二院制	任命	議院内閣制	憲法審査
インドネシア	1945	1945	単一国家	一院制	—	大統領制	憲法審査
インド	1949	1949	連邦国家	二院制	間接選挙等	議院内閣制	司法審査
サウジアラビア	(1992)	(1992~)	単一国家	—	—	—	—

\* 「半大統領制」は直接選挙された大統領と、議会に責任を負う（存立が議会の信任に依存する）政府が併存する。

\*\* 「司法審査」は司法裁判所、「憲法審査」は憲法裁判所等による審査。

(出典) Robert L. Maddex, *Constitutions of the World*, third edition, Washington, D.C.: CQ Press, 2008; 帖佐廉史「諸外国議会の一院制・二院制の別 (2016 年) (資料)」『レファレンス』791 号, 2016.12, pp.77-95. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10229025\\_po\\_079105.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10229025_po_079105.pdf?contentNo=1)> 等を基に筆者作成。

## 主な参考文献

- ・阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集 第4版』有信堂高文社, 2009. (収録国: 米仏ブ(ブラジル) 独伊加日韓豪露中印)
  - ・稲正樹ほか編著『アジアの憲法入門』日本評論社, 2010.
  - ・憲法制度研究会編『各国憲法制度概説 増補改訂版』政光プリプラン, 2002. (英米仏ブ独伊加日韓豪露中イ(インドネシア)、サウジアラビア)
  - ・孝忠延夫・木村光豪「1996年南アフリカ共和国憲法」『アジア法研究』2013, pp.173-185.
  - ・公法調査研究所編, ラテン・アメリカ協会翻訳・監修『アルゼンティン憲法に関する研究』(中南-資料85-18) 外務省中南米局中南米第一課, 1985.
  - ・下中菜都子「トルコにおける新憲法制定をめぐる議論」『レファレンス』758号, 2014.3, pp.51-76. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_8436646\\_po\\_075803.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8436646_po_075803.pdf?contentNo=1)>
  - ・初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集 第4版』三省堂, 2017. (英米仏独伊加日韓露中)
  - ・高橋和之編『世界憲法集 新版 第2版』(岩波文庫) 岩波書店, 2012. (米仏独加日韓露中)
  - ・辻村みよ子『比較憲法 新版』(岩波テキストブックス) 岩波書店, 2011.
  - ・中原精一「南ア憲法 南アフリカの新憲法成立—アパルトヘイト体制の克服—」『法学セミナー』501号, 1996.9, pp.14-17.
  - ・山岡規雄・井田敦彦「諸外国における戦後の憲法改正 第5版」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』932号, 2017.1.10. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10249597\\_po\\_0932.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10249597_po_0932.pdf?contentNo=1)> (米仏独伊加韓豪中)
  - ・山岡規雄「諸外国の国民投票法制及び実施例 第3版」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』939号, 2017.2.7. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10282668\\_po\\_0939.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10282668_po_0939.pdf?contentNo=1)> (英米仏独伊加韓豪露)
  - ・『衆議院米国、カナダ及びメキシコ憲法調査議員団報告書』2004.
  - ・『諸外国の憲法事情—アメリカ合衆国・英国・ドイツ・フランス・イタリア・カナダ—』(調査資料2001-1) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2001.
  - ・『諸外国の憲法事情 3』(調査資料2003-2) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2003. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndl/jp/pid/999538>> (韓豪中イ)
  - ・『メキシコ合衆国憲法概要』(参憲資料20号) 参議院憲法調査会事務局, 2003.
  - ・“Constitución Nacional.” Ministerio de Justicia y Derechos Humanos (アルゼンチン法務・人権省ウェブサイト) <[http://www.infoleg.gob.ar/?page\\_id=63](http://www.infoleg.gob.ar/?page_id=63)>
  - ・“CONSTITUCIÓN Política de los Estados Unidos Mexicanos.” Cámara de Diputados (メキシコ下院ウェブサイト) <<http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/ref/cpeum.htm>>
  - ・“Constituição da República Federativa do Brasil.” Senado Federal (ブラジル上院ウェブサイト) <<http://www.senado.gov.br/atividade/const/constituicao-federal.asp>>
  - ・“TÜRKİYE CUMHURİYETİ ANAYASASINDA DEĞİŞİKLİK YAPILMASINA DAİR KANUN, Kanun No. 6771, Kabul Tarihi:21/01/2017.” Türkiye Büyük Millet Meclisi (トルコ大国民会議ウェブサイト) <<https://www.tbmm.gov.tr/kanunlar/k6771.html>>
  - ・“World Constitutions Illustrated.” Hein online.
- \* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2017年8月10日である。憲法改正の回数は、同日までに上記ウェブサイト等で確認できたものである。